

鹿角地域における森林経営管理制度推進に向けた取組について

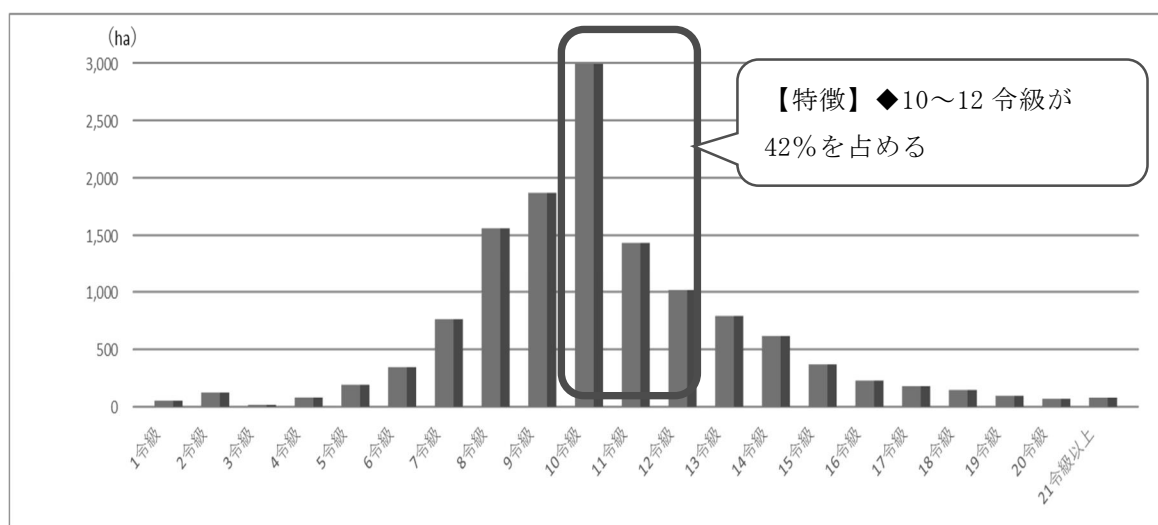
秋田県鹿角地域振興局農林部森づくり推進課 副主幹 佐藤 正仁

1 はじめに

本県の鹿角地域は、鹿角市及び小坂町の一市一町からなり、北東北三県のほぼ中央、秋田県北東部に位置し、十和田湖や八幡平からなる「十和田八幡平国立公園」を有する自然環境に恵まれた地域です。

管内民有林人工林のうち、スギの割合は83%で、10～12令級が42%を占め、利用期を迎えた林分が主となる構成となっています。

平成31年度に施行された森林経営管理制度で実施する意向調査の対象面積は、9,555haで、管内民有林人工林面積の約61%を占めており、未整備森林の解消に向け計画的に意向調査等を進めることとしています。これらのよりスムーズな取組を支援するため、当課では県が設置している秋田県森林経営管理支援センターと連携して市町担当者のスキルアップを目的とした研修会等を実施しているので紹介します。



【図1：鹿角地域のスギ人工林令級構成】

2 現 状

森林経営管理制度では、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐうえで市町村の役割が大きく、特に制度の根幹となる森林経営集積計画作成においては、現地調査のデータを基に、経営に適しているかどうか森林を適正に評価しなければなりません。

また、経営管理実施権配分計画作成時には、経営管理権を取得した森林について、意欲と能力のある林業経営者から企画・提案を受けた場合、その審査も必要になるなど、より専門的な知識を有する人材の確保が求められているため、人事異動等に左右されず継続的に制度推進に取り組むための体制づくりが必要となっていました。

3 取組内容

(1) 市町職員を対象とした森林経営管理制度勉強会の開催（毎年4月実施）

継続的な制度の推進を図ることを目的として、人事異動等により新たに赴任した市町担当者等を対象に、毎年4月に勉強会を実施しています。

この勉強会では、制度の内容等を確認するとともに、各市町の年度計画や制度の進捗等を聞き取りしながら現状や課題を共有する貴重な場となっています。



【図2：令和5年度 勉強会】

(2) 森林・林業技術研修会の実施

森林を適切に評価する技術の習得を目的とした技術研修会を令和3年度に開催しました。この研修会は午前、午後の2部構成とし、午前中は現地において輪尺、樹高測定器（トゥルーパルス）の使用法やプロットフィールドの作成、プロット内での立木調査について、午後からは取得したデータを基に、秋田県森林経営管理支援センター支援員が作成した立木の評価額算定方法を用いて研修を実施しました。

この算定方法は、森林評価の目安にすることを目的に作成されたもので、現地の立木データや生産経費等の諸条件を入力し、造林補助金の利用を見込んだおおよその収支を計算することができます。

今回の研修では収益が見込まれると判断され、「林業経営に適した森林」としましたが、時間の関係で搬出経路についての検討が不足してしまいました。搬出経路については、生産コストに大きく影響することから、実務の評価においては十分に検討することとしました。



【図3：現地研修 樹高測定】



【図4：室内研修 立木評価算定】

(3) 各市町が開催する集落座談会での指導・助言

鹿角市では、当該制度の意向調査対象森林を15ブロックに分け、おおむね10年間で実施する計画です。

1ブロックあたり3年間で意向調査～集積計画の作成～配分計画の作成を実施することとしており、これまで4ブロックについて意向調査を終え、うち2ブロックは集積計画を策定済みです。

鹿角市の意向調査の特色は、説明会と意向調査を同時に実施している点です。

調査票を事前に郵送し、説明会当日に持参してもらっていることから、森林所有者は疑問があればその場で直接質問することができ、説明会終了後は出席者のほとんどが意向調査票を提出している状況です。

当課では各市町が実施する集落説明会等に同席し、制度の理解を深めていただくよう助言等を実施しています。



【図5：集落説明会】



【図6：役員向け 事前説明会】

4 取組の成果【令和5年3月31日現在】

これらの取組により、次のとおり成果をあげることができました。

◆鹿角市 ◎森林経営管理集積計画 280.73ha

◎経営管理実施権配分計画 220.44ha ※いずれも公告済み面積

※配分計画に基づく森林施業の実施

搬出間伐 A=23.55ha 実施者：鹿角森林組合

■鹿角市森林経営管理事業

除伐 A=13.34ha 実施者：鹿角森林組合



【図7：配分計画に基づく森林施業】



【図8：施工者（鹿角森林組合）】

5 今後の課題等

森林環境税は、令和6年度から徴収が始まり、これまで以上に一般市民から関心が高まることが予想されます。

また、当課で出席した各市町主催の集落座談会等では、「委託後に災害等が発生しても全ての責任は市町にあると思っていた」、「市町が山を引き取ってくれる」等、制度の内容を誤解している森林所有者がいたほか「自身が所有する森林の境界がわからない」、「所有林に行ったことがない」等の声が多く聞かれました。

このため、今後も関係機関との連携を密にし、情報を共有するとともに、個別訪問による市町の支援をしながら、制度の目的である未整備森林の解消に向け、制度の推進について取組を継続していきたいと考えています。